

○北見市都市計画審議会条例

(平成 18 年 3 月 5 日条例第 179 号)

改正 平成 26 年 9 月 26 日条例第 22 号

(設置)

第 1 条 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 77 条の 2 第 1 項の規定に基づき、北見市都市計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 審議会は、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

(委員及び臨時委員)

第 3 条 委員は、学識経験のある者、市議会議員及び市民のうちから市長が任命する。

2 臨時委員は、学識経験のある者又は当該特別の事項に密接な関係のある関係行政機関の職員若しくは北海道の職員のうちから市長が任命する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 市長は、特別の事由があるときは、任期中であっても、委員を解任することができる。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の会議の議長は、会長が行う。

4 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、都市建設部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成18年3月5日から施行する。

附 則(平成26年9月26日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。